

## 【健康医療部】福島県産の牛肉の放射性物質の検査結果について

代表連絡先	健康医療部 食の安全推進課 安全推進グループ
	担当者名: 幸田・榎
	代表電話番号: 06-6941-0351
	内線番号: 2560、2564
	ダイヤルイン番号: 06-6944-6835
	メールアドレス: shokunoanzen-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

提供日	2011年7月13日					
提供時間	18時0分					
個人情報付き	無					
内容	<p>食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された福島県南相馬市産の11頭の牛と同一の牧場で飼育されていた牛2頭分(平成23年6月30日と畜)の牛肉が、大阪府内に流通しました。</p> <p>大阪府では、当該牛肉を取り扱っていた食肉処理業者を調査し、牛肉の販売自粛と回収を要請するとともに、回収された牛肉の一部を厚生労働省横浜検疫所に送付して検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。</p>					
	1 検査結果					
		個体識別番号	生産地	検査結果(単位: Bq/kg)		
				放射性ヨウ素	放射性セシウム	
	(1)	12494-4137-1	福島県南相馬市	不検出	4,350	
	(2)	12494-3356-7	福島県南相馬市	不検出	3,710	
		食品衛生法の暫定規制値		なし	500	
	<p>※Bq(ベクレル)/kgとは、1kgの検体中の放射性物質が放射線を出す能力を表す単位です。</p> <p>※放射性セシウムの値は、セシウム134とセシウム137の合計を表しています。</p> <p>※国の定める暫定規制値は、規制値のレベルで汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されていて、これは食品全体からのセシウムによる被ばくが年間5ミリシーベルトを超えないようにするという考え方に基づいています。</p>					
	2 流通状況					
	検査した牛肉はいずれも、大阪府内の1社の食肉処理業者が仕入れたものです。その後の流通状況は下表のとおりです。					
	個体識別番号	2次販売先		最終販売先		
		購入日 購入量	販売量 保管量	購入日 購入量	管轄自治体 業態	販売状況
(1)	12494-4137-1	7月1日 453.0kg (骨付)	加工肉として 334.3kg販売 保管なし	7月5日 334.3kg	大阪市 食肉販売業	全量を2次販売先に返品
(2)	12494-3356-7	7月1日 439.0kg (骨付)	加工肉として 158.8kg販売 158.6kg保管	7月6日 13.8kg	大阪府 食肉販売業	全量を2次販売先に返品
				7月7日 36.0kg		
				7月7日 9.2kg	大阪府 食肉処理業	特定の消費者により消費
				7月5日 23.8kg	大阪市 食肉販売業	全量を2次販売先に返品
				7月5日 76.0kg	姫路市 食肉処理業	全量を2次販売先に返品

※購入量と販売・保管量の差は、加工の際に取り除かれた骨等の重量です。

3 大阪府の対応

今後、出荷制限が出された場合は当該食品が府内で流通しないよう、中央卸売市場や販売店等に立ち入り検査を実施するなど、流通段階での監視を徹底します。

《府民のみなさまへ》

現在、福島県では肉用牛の出荷自粛がなされており、暫定規制値を超える放射性セシウムに汚染された牛肉が府内で流通することはありませんので、ご安心ください。

今回検出された放射性セシウム濃度4,350Bq/kgの牛肉を1kg食べたとすると、体が受ける影響はおよそ0.07ミリシーベルトになります。

仮にこれらの牛肉を数回食べたとしても年間5ミリシーベルトをはるかに下回ることから、医学的に影響が出ることは考えられず、健康上の問題を過度に心配する必要はありません。

取材の可否	可
資料提供ID	7568